

## 令和5年度 大阪広域水道企業団監査計画

「大阪広域水道企業団監査規程」第7条に定める監査計画については、次のとおりとする。

### 1. 令和5年度監査にあたって

大阪広域水道企業団は、大阪市を除く府内42市町村で構成する企業団として地方公営企業の経営に関する事務を行っているが、水道用水の給水量及び工業用水の契約水量は減少傾向にある。

また、インフラの老朽化が社会問題となり、水を安全かつ継続的に供給するために企業団においても適切な対応を図るため、毎年多額の改良費を計上している。

こうした厳しい経営環境の中、これまでに13市町村の水道事業を統合し、新たに6市との統合に向けた協議を進めていることもあり、企業団には統合した事業を含めた効率的な事務事業の実施が求められる。

このような状況を踏まえ、監査委員に求められる役割は、合規性の観点、企業団の経営チェックに加え、統合に伴い企業団として新たな課題が生じていないかを確認することにより、企業団のガバナンス機能の一翼を担うことである。そのため、以下の点に留意して監査を実施していく必要がある。

#### (1) 合規性監査による事務事業の適正化の促進と内部統制の強化

企業団の事務事業の執行にあたっては、コンプライアンスへの取組及び企業団全体としてさらなる内部統制機能の整備充実を意識されることが基本である。その点を踏まえ、監査の実施にあたっては合規性の観点から監査対象を検証することを基本とし、さらに監査結果を監査対象機関の問題にとどめず、企業団内に周知するなど企業団全体として改善が図られ、内部統制のさらなる強化に資するよう留意する必要がある。

#### (2) 経済性、効率性、有効性（3E）の監査

企業団の取組の推進に貢献するため、経済性、効率性、有効性（3E）の観点から各種事業が本来の役割を果たしているか、役割を終えているものはないかなどを検証する必要がある。

#### (3) アカウンタビリティ（説明責任）の充実

監査の公正性を高め、府民の視点に立った監査を行うとともに府民への説明責任を果たすことが極めて重要であることから、監査の結果を分かりやすい形で府民に公表していくことが必要である。

## 2. 監査種別及び実施方針

### (1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項）

- ア. 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか、事務区分ごとに監査項目を定めて、効率的な監査を実施する。
- イ. 監査委員の指示に基づき事務局が監査を行うとともに、各部の重要な課題について監査委員が直接事情聴取を行うことにより、受検機関への効率的・効果的な監査を実施する。
- ウ. 前年度までの監査結果に対する措置状況のフォローを行う。
- エ. 令和5年度の重点監査項目を次のとおり設定する。

#### 1 資産の管理について

過去の監査において固定資産及びたな卸資産の管理保全に不十分な点が認められた事項であり、資産管理の状況を確認する。

#### 2 滞納債権の管理について

過去の監査において債権管理に不十分な点が認められた事項であり、水道事業を中心に滞納債権の管理の状況を確認する。

### (2) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

企業長から提出される検査計算書に基づき、諸帳簿・諸表の計数確認、保管現金の確認、収入支出状況等の調査及び資金運用状況の調査並びに証拠書の審査等を実施する。

### (3) 決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

決算書その他関係諸表に基づき、計数を確認するとともに、監査、検査の結果を踏まえて、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計処理が適正に行われているか、規程等に準拠していないと認められる事項があったかについて審査する。

### (4) 資金不足比率の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、審査し、必要に応じて意見を付する。

## **(5) 随時監査（法第 199 条第 1 項及び第 5 項）**

### ア. 工事監査

対象工事について、計画、設計、積算、契約、施工等が適正に行われているか、契約書、設計書、仕様書、その他関係書類の書類審査のほか、施工現場についても調査を行うとともに、関係職員の説明を聴取することにより監査を実施する。

### イ. その他

不適正な会計処理など不正が疑われる場合や特に必要と認める場合は随時監査を必要に応じて計画し、機動的に実施する。